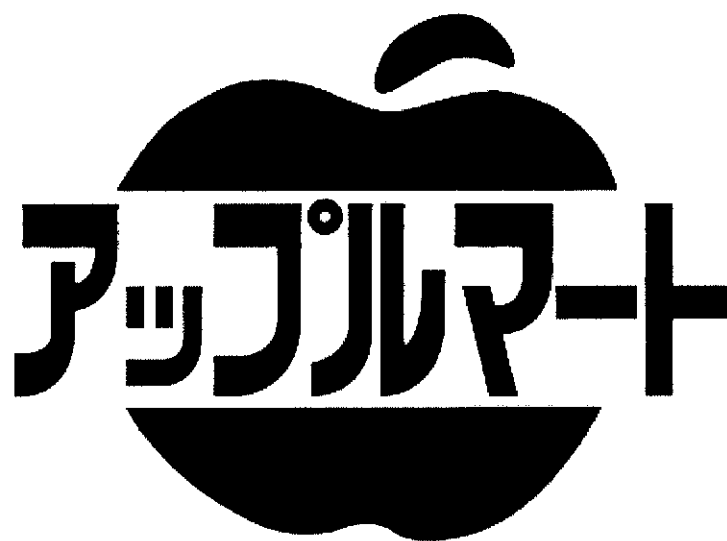


フランチャイズ契約の要点と概説



株式会社アップルマート

フランチャイズ契約のご案内

(会 社 名) 株式会社アップルマート
(本部所在地) 〒176-0023
東京都練馬区中村北1丁目9番10号
(所属部門、担当) 店舗開発部
(電 話) 03-3577-2711(代)

これは、これからフランチャイズ・チェーンに加盟されようとしている方がたのために、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下小振法という）及び中小小売商業進行法規制（以下施行規制という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなく出来る限りたくさんの資料を読んだり、第三者に相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明の点や、この案内に無いことでも確認したいことがあれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズ・チェーン全般のことや、フランチャイズ契約についての注意点についてお知りになりたい方は、社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。



(所 在 地) 〒105-0001
東京都港区虎ノ門3丁目6番2号
(電 話) 03-5777-8701

この案内は平成14年7月1日に作成され
社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
通商産業省産業政策局流通産業課
に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任により作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については加盟しようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です

アップルマートへの加盟を希望される方へ ～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます

当社は「アップルマート」の名のもとにコンビニエンスストアのフランチャイズシステムを展開しております。



当チェーンの店舗はコンビニエンスストア「アップルマート」としての長年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、店舗運営システム、などで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、アップルマートチェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めた最低限のルールを守ることをお約束いただかなければなりません。従いまして、最初からアップルマートとは異なる独自の経営手法を重視され、アップルマートのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、アップルマートの加盟をお勧めできません。ただし、加盟店独自の提案であってもアップルマートチェーンシステムとして標準化された提案は過去にも数多く存在します。アップルマートシステム、チェーンノウハウは加盟店の状況、時代によって変化、蓄積されてより磐石なものとなります。

当社のアップルマートチェーンは、当社（本部）と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たす事がアップルマート店舗の経営成功の鍵なのです。

アップルマート店舗の経営をされる加盟者の成功が当社の成長の源でありますので当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。この意味で加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の趣旨にご賛同いただける方は、以降のページへお進みください。

目次 1

項 目	ページ	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
アップルマートへの加盟を希望される方へ	2		
第 I 部(株)アップルマートとアップルマートシステムについて			
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	5	規則第10条第2号 " 第10条第5号 " 第10条第1号 " 第10条第3号	
3. 会社組織図			
4. 役員一覧	6	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	7	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	8	規則第10条6号, 11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	9	規則第11条第6号ロ " 第11条第6号ハ " 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	9	規則第10条第7号	
第 II 部フランチャイズ契約の要点			
1. 契約の名称等	10		
2. 売上・収益予測についての説明	10		2-(2)- 1.2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、 ② 性質、 ③ お支払いいただく時期、 ④ お支払いいただく方法、 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件	10 11	法11条1号, 規則11条1号イ~ホ	2-(2)-7③
4. オープンアカウント等の送金	11	規則第10条13号	3-1-②
5. オープンアカウント等の与信利率	11	規則第10条14号・15号	2-(2)-7⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、 ③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、 ⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決済方法、 ⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、 ⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について	11 12	法11条2号, 規則11条2号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7 3-イ-(3)
7. 経営の指導に関する事項	13	法11条3号、規則11条3号イ~ハ	2-(2)-7②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	13	法11条4号、規則11条4号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間、 ② 契約の更新の条件および手続き ③ 契約解除の条件および手続き ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	14 15	法11条5号, 規則11条5号イ~ハ	2-(2)7⑦1④

目次 2

項 目	ページ	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① 金銭の額又は算定方法、② その他の徴収する金銭	16	規則10条12号, 11条7号イ~ニ	2-(2)-7④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	16	規則第10条第8号	
12. テリトリー権の有無	16	規則第10条第9号	2-(2)-7⑧
13. 競業禁止義務の有無	17	規則第10条第10号	3-(1)-7
14. 守秘義務の有無	17	規則第10条第11号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	17	規則第10条第16号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の業務に関する 事項など	17	規則第10条第17号	
17. 店舗の構造と内外装についての特別義務	17		2-(2)-7⑥
添付資料1. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則	18		
添付資料2. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考 え方について(公正取引委員会)	19~ 23		
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	24 25		

第 I 部 株式会社アップルマートとアップルマートシステムについて

1. わが社の経営理念

- ① 地域に密着し、新鮮な消費生活を提供する。
- ② 地域社会の発展に貢献する。
- ③ 加盟店との関係を緊密化、物流効率のメリットを最大限にするため、出店地域は現在のところ、本部より半径25km以内と定める
- ④ フランチャイズ・ビジネス発展のため、自己革新を絶えず行う。



代表取締役 渡部吉高

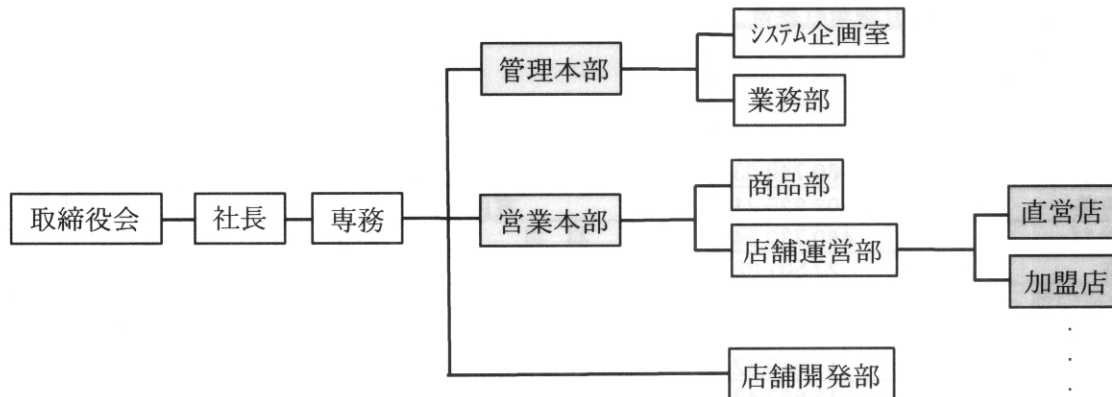
2. アップルマート本部の概要 (平成14年2月末現在)

- ① 社名 : 株式会社アップルマート
- ② 所在地 : 〒176-0023
東京都練馬区中村北1丁目9番10号
TEL 03-3577-2711(代)
FAX 03-3577-2727
URL <http://www.applemart.co.jp>
E-Mail manager@applemart.co.jp
- ③ 設立 : 昭和57年3月11日
- ④ 事業内容 : コンビニエンスストアのフランチャイズ事業及び店舗経営、各種保険業務
- ⑤ 他にしている事業の種類 : なし
- ⑥ 事業の開始 : 直営店1号店開店 昭和57年 5月21日
加盟店1号店開店 昭和57年10月21日
- ⑦ 主要株主 : 渡部 吉高 栗本 金三
竹崎 敬一 竹崎 明
- ⑧ 主要取引銀行 : あさひ銀行練馬支店 三井住友銀行中村橋支店
西京信用金庫富士見台西支店
- ⑨ 従業員数 : 本部社員13名 店舗勤務6名
- ⑩ 本部の子会社の名称及び事業の種類等 : なし
- ⑪ 所属団体 : (社)日本フランチャイズチェーン協会正会員

【 沿革 】

- ◎1982年3月 : 現社長渡部吉高、専務栗本金三により会社設立
- ◎1982年5月 : 直営1号店出店
- ◎1982年10月 : 加盟店1号店出店
- ◎1988年2月 : POSシステム導入開始
- ◎1990年8月 : 全店オンライン発注開始
- ◎1991年2月 : オンライン支払確定開始
- ◎1994年10月 : 全取引業者オンライン化完了
- ◎1996年12月 : 現在の所在地に本部移転
- ◎1998年04月 : 第三次POS発注システムEON導入開始
- ◎2000年11月 : 社団法人日本フランチャイズチェーン協会正会員

3. 会社組織図 (平成14年2月末現在)



4. 役員一覧 (平成14年2月末現在)

- 代表取締役社長 : 渡部 吉高
- 専務取締役 : 栗本 金三
- 取締役 : 竹崎 敬一
- 取締役 : 竹崎 明
- 取締役 : 渡部 由利
- 取締役 : 上田 直
- 監査役 : 栗本 春代

5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

平成13年度(13/3～14/2期)損益計算書

科 目	金 額
＜経常損益の部＞	
営業損益の部	
【売上高】	3,284,086,764
【売上原価】	2,830,142,642
売上総利益	453,944,122
【販売費及び一般管理費】	445,074,430
営業利益	8,869,692
営業外損益の部	
【営業外収益】	23,434,802
【営業外費用】	22,531,174
経常利益	9,773,320
＜特別損益の部＞	
【特別利益】	
【特別損失】	
当期利益	9,773,320
前期繰越利益	35,044,011
当期末処分利益	44,817,331

平成12年度(12/3～13/2期)損益計算書

科 目	金 額
＜経常損益の部＞	
営業損益の部	
【売上高】	3,568,984,246
【売上原価】	3,060,749,031
売上総利益	508,235,215
【販売費及び一	480,733,348
営業利益	27,501,867
営業外損益の部	
【営業外収益】	1,784,227
【営業外費用】	17,618,624
経常利益	11,667,470
＜特別損益の部＞	
【特別利益】	700,000
【特別損失】	
当期利益	12,367,470
前期繰越利益	22,676,541
当期末処分利益	35,044,011

平成11年度(11/3～12/2期)損益計算書

科 目	金 額
＜経常損益の部＞	
営業損益の部	
【売上高】	3,731,328,522
【売上原価】	3,208,896,247
売上総利益	522,432,275
【販売費及び一	510,660,241
営業利益	11,772,034
営業外損益の部	
【営業外収益】	12,130,125
【営業外費用】	10,881,794
経常利益	13,020,365
＜特別損益の部＞	
【特別利益】	20,262,828
【特別損失】	19,866,289
当期利益	13,416,904
前期繰越利益	9,259,637
当期末処分利益	22,676,541

平成13年度(13/3～14/2期)貸借対照表

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	383,823,537	【流動負債】	163,806,551
【固定資産】	339,730,478	【固定負債】	431,897,000
有形固定資産	262,954,981	負債の部合計	595,703,551
無形固定資産	1,068,361	資本の部	
投資等	75,707,136	【資本金】	50,000,000
【繰延資産】	42,666,867	【準備金】	20,000,000
		【剰余金】	100,524,631
		資本の部合計	170,524,631
資産の部合計	766,220,882	負債資本の部合計	766,228,182

平成12年度(12/3～13/2期)貸借対照表

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	416,608,319	【流動負債】	228,786,961
【固定資産】	355,100,186	【固定負債】	429,695,200
有形固定資産	236,988,435	負債の部合計	658,482,161
無形固定資産	1,104,956	資本の部	
投資等	117,006,795	【資本金】	42,000,000
【繰延資産】	47,317,667	【準備金】	20,000,000
		【剰余金】	98,544,011
		資本の部合計	160,544,011
資産の部合計	819,026,172	負債資本の部合計	819,026,172

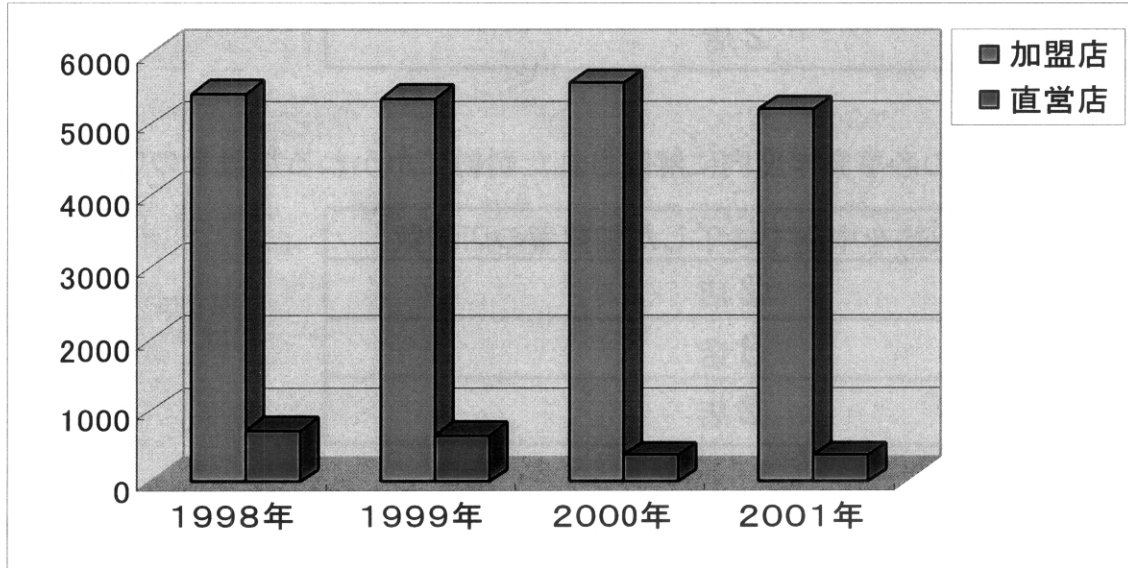
平成11年度(11/3～12/2期)貸借対照表

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	447,598,988	【流動負債】	314,137,012
【固定資産】	391,703,898	【固定負債】	427,486,000
有形固定資産	259,215,716	負債の部合計	741,623,012
無形固定資産	1,190,156	資本の部	
投資等	131,298,026	【資本金】	42,000,000
【繰延資産】	50,496,667	【準備金】	20,000,000
		【剰余金】	86,176,541
		資本の部合計	148,176,541
資産の部合計	889,799,553	負債資本の部合計	889,799,553

6. 売上、出店状況、加盟店・直営店別

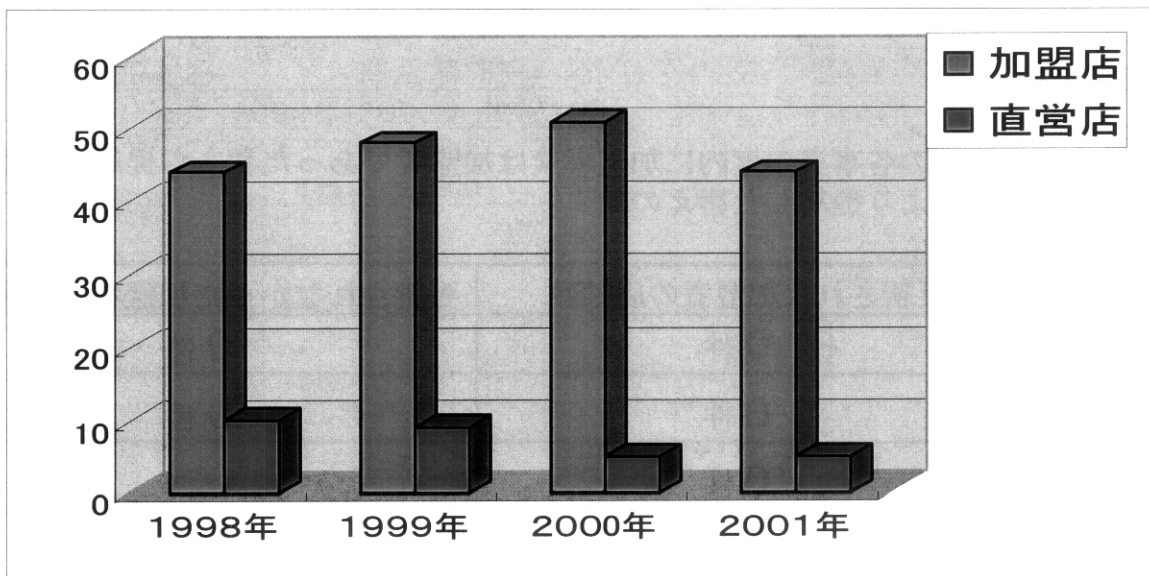
①過去4事業年度の売上高推移

全店売上高推移		単位(百万円)			
	1998年	1999年	2000年	2001年	
加盟店	5422	5359	5580	5203	
直営店	710	651	363	369	



②過去4事業年度の店舗数推移

店舗数推移					
	1998年	1999年	2000年	2001年	
加盟店	44	48	51	44	
直営店	10	9	5	5	



7. 加盟者の店舗に関する事項

①直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
1999年度	4店
2000年度	3店
2001年度	2店

②直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約にかかわる加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
1999年度	2店
2000年度	3店
2001年度	2店

③直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約にかかわる加盟者の店舗数及び更新されなかった契約にかかわる加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
1999年度	8店	3店
2000年度	6店	2店
2001年度	7店	2店

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
1997年度	0件	0件
1998年度	0件	0件
1999年度	0件	0件
2000年度	0件	0件
2001年度	0件	0件

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

①契約の名称

アップルマートフランチャイズ契約書

②契約の本旨

当社の許諾するアップルマート経営のためのフランチャイズ契約関係を形成していただきます

2. 売上、収益予測についての説明

①売上予測

開店する店舗の売上動向、損益分岐点、収支状況は立地条件以外にも
・当該物件の所有関係（自己所有orテナント） ・オーナーの経営努力
・経営者の人員教育能力 ・営業時間 ・競合店の進出状況
等、与件により店ごとに一定ではありません。
従いまして当社は売上予測は致しておりません。

②収益予測

開店しようとする店舗の与件に基づく経費を盛り込んだ収支例、あるいは類似した立地、店舗面積、営業時間の既存店舗の収支事例等、開店にあたっての検討材料として提供させていただきます。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

①加盟金

・金額 1, 575千円（消費税込）

・加盟金の性質

加盟金は次の対価です

- I. 商標等マークの使用権
- II. 店舗の立地調査
- III. 開店前の研修・指導
- IV. 開店前、開店時の指導員の派遣
- V. 店舗の内外装のデザインレイアウト等
- VI. 開店宣伝の企画、手配

・徴収の時期

フランチャイズ契約締結時にお支払いいただきます。

・徴収の方法

フランチャイズ契約の締結時に小切手または、現金で支払っていただきます。

・返還条件

加盟金は中途解約、契約満了いずれの場合も、また、いかなる理由があっても返還されません。

②保証金

・金額3,000千円

・保証金の性質

保証金は、フランチャイズ契約にもとづいて加盟店が本部に対して負うことのある債務の担保として本部に預けていただきます

・徴収の時期

フランチャイズ契約締結時に収めていただきます

・返還条件

保証金は、契約が終了し、看板、マーク等を撤去してから1ヶ月以内に、本部に負っている債務を清算した残りの額が返還されます。保証金には利息はつけません

4. オープンアカウント、売上等の送金

①オープンアカウント

オープンアカウント会計は採用しておりません。

②売上の送金

加盟店の売上金を本部に毎日送金する義務はありません。

但し、毎月20日支払い期限の前月分仕入代金等本部請求金額の振込を滞納した場合には売上の毎日送金義務が発生することがあります。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

オープンアカウント会計は採用しておりません。従って本部から加盟店への金銭の自動貸付はありません。

本部から加盟店への融資または融資あっせんは行っておりません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

①加盟者に販売またはあっせんする商品の種類

通常店舗の営業の用に供する商品は、タバコ等一部商品以外は備品等も含め本部より提供される商品台帳により発注可能です。

②商品等の供給条件

取扱商品、納入ベンダー、受託販売、サービスの種類は変更することがあります。

③配送日、時間、回数に関する事項

商品種別により米飯は一日3回、チルド品は1日2回、雑貨、菓子、食品等の通常商品は週2回から3回の配送となります。それぞれの配送時間については店毎にほぼ一定ですが、配送ルートの変更により変更される場合もあります。

④仕入先の推奨制度

営業の用に供する商品は、タバコ以外すべて本部より供給された「商品台帳」にもとづいての購入を推奨します。但しこれ以外の商品の販売を希望する場合には本部の許可が必要となります。また、取引業者に関しても鮮度管理、品質がアップルマートの基準に適合しているかを判断しなければならない為、本部推奨業者以外との取引を希望する場合は本部の許可が必要となります。

⑤発注方法

タバコ等一部商品以外の販売商品の商品台帳はストアサーバー（店舗内コンピューター）内で随時更新されています。各ベンダーにはこれを使用しオンライン発注して頂きます。一部季節商材等は事前に本部スーパーバイザーと加盟店で合意の上納品数量を決定し自動納品とすることもあります。

⑥売買代金の決済方法

本部から仕入れた商品、その他の物品の代金は、毎月末締め、翌月20日支払いとなります。15日前後に本部より請求書を発行しますので20日までに本部が指定する銀行の口座に振り込んでお支払ください。

⑦返品

基本的に店舗が発注→納品された商品は納品時の検品により、品違い（誤納）、破損等の場合以外は返品できません。但し、季節商品等返品条件付商品に関してはこの限りではありません。返品可能商品については本部から加盟店への商品案内時に明記または担当スーパーバイザーが随時案内します。

⑧商品の販売価格について

商品の販売価格についてはアップルマート店舗の標準化（どこの店舗を利用しても同様なサービスが受けられる）の観点から、原則として本部推奨価格で販売する事を推奨します。但し、店によっては地域市場の実情に応じて販売価格を設定しなければならないこともあるので、その場合は本部に相談の上実情に即した価格設定をすることができます。

⑨許認可を要する商品の販売について

たばこ、酒類等官公庁の販売条件、許可等を必要とする商品の販売については免許、許可等なく対象商品の販売ができません。

7. 経営の指導に関する事項

①加盟に際しての研修等の実施の有無

開店前に3日間の本部研修と、5日間の店舗実地研修を受けていただきます。研修のための費用は無料ですが旅費、飲食費は自己負担とします。

②加盟に際し行われる研修の内容

A. 本部研修

本部研修は次の内容についての講義を本部で行います。

- I. 当社の理念、沿革、現状、組織
- II. フランチャイズ・チェーンの知識
- III. アップルマート・チェーンの契約とシステム
- IV. 商品知識、品質管理
- V. 店舗運営方法
- VI. 商品、材料の取り扱い管理
- VII. 接客サービス、販売方法
- VIII. 店長業務
- IX. 庶務、会計等管理業務
- X. 労務管理

B. 店舗実地研修

店舗実地研修は、本部の直営店で実地に次の内容について実習を行います。

- I. 品質管理実習
- II. 販売、接客サービス実習
- III. クリニネス実習
- IV. 設備、器具メンテナンス実習
- V. 帳票作成、実習
- VI. POSレジスター、発注端末取り扱い実習
- VII. 計数管理実習

③加盟者に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数

本部スーパーバイザーが、経営管理、店舗運営、商品情報の全般に渡って、各店を定期的に（原則として週に1回以上）巡回訪問して、指導を致します。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

①当該使用させる商標・商号その他の表示

契約によって、加盟者に使用していただくマーク、ロゴは以下の通りです。



②当該表示の使用についての条件

- ・上のマークとロゴは、アップルマート・チェーン店の経営を目的とすること以外の目的で使用してはいけません。
- ・フランチャイズ契約が終了したときは、ただちにこれらのマーク、ロゴの使用を中止し、車両造作物等に表示されたマーク、ロゴ等を抹消しなければなりません。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

①契約期間

フランチャイズ契約の期間は締結した日を始期とし、開店日から向こう満5ヵ年を終期とします。

②契約の更新の要件および手続き

- ・契約期間満了の6ヶ月前までに、本部、加盟者いずれかにより書面による通知が無い限り、本契約は引き続き継続するものとし、その後も同様です。但し新たな加盟金の支払いは必要ありません。

③契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

- ・中途解約については以下の規定があります

- I. 本部、当該加盟店両者がやむをえないと認められる特別な事情がある場合にはその相手方に対し4ヶ月以上前にその旨を文書を以って予告し契約を終了することができます。但しやむをえない事情について詳細に説明し、両者が合意することが前提です。

上記規定により契約を解除する場合の解約金は以下のとおりです

- A. 開店日以降3年を経過しない場合はロイヤルティの24ヶ月分相当額
- B. 開店日以降3年以上経過した以後の場合はロイヤルティの12ヶ月分相当額

- II. 加盟店が特別な理由がないにもかかわらずその都合で契約を中途解約しようとする場合には6ヶ月以上前に文書を以ってその旨を本部に通知し下記の解約金を支払わなければなりません。

- A. 開店日以降3年を経過しない場合はロイヤルティの36ヶ月分相当額
- B. 開店日以降3年以上経過した以後の場合はロイヤルティの18ヶ月分相当額

- ・契約の消滅はI、解除についてはII、IIIの規定があります。

I. 契約の消滅

下記の事由が発生した場合にはこの契約は直ちに消滅します。

- A. 加盟店オーナー、または代表者の死亡、オーナー、代表者に対する禁治産、準禁治産の宣告があった場合。
注：事業再開の場合はその時点の最新の書式により新たに契約することができます。
- B. 解散による(株)アップルマートの消滅（会社の合併の場合は除く）
- C. 加盟者（加盟社）または(株)アップルマートが破産した場合。
- D. 当該店舗の滅失または使用権限の喪失、法令の要請、行政措置による廃棄。

注：次項のⅡ、Ⅲの解約の解除に関しては損害賠償の規定があります。
損害賠償の規定については、
「16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等」
に記載されています。

Ⅱ. 契約の解除1

本部、加盟店に次のような行為があつて、相手方に文書で改善ないし義務履行を要求したにもかかわらず文書到達後7日間以上経過しても改善ないし義務履行が行われない場合はこの契約を解除することができます

- A. フランチャイズ契約に定める各条項に関する重大な違反の発生
- B. 店舗建物について災害が発生した場合、加盟店、本部が協議して定めた日までに修復することができない場合。

Ⅲ. 契約の解除2

本部、加盟店いづれかに下記事由が発生したときは、その相手は事前の通知または催告なしにただちにこの契約を解除することができます。

- A. 破産、和議、会社更生、会社整理の申し立てを自らし、または他から受けたとき。
- B. 債権者より、資産負債の全般的な管理ないし整理を受けたとき。
- C. 手形の不渡りにより銀行取引停止を受けたり、支払不能に陥り強制執行競売の申し立てを受けたとき。
- D. 加盟店が本部の合意なくアップルマート店の営業権、店舗を譲渡したりこの契約書上の権利を他に譲渡質入等の処分をしたとき。
- E. 加盟店が他人にアップルマート店の経営についての経営機密を漏らし、または情報、マニュアル等の資料を使用させたり供与、手渡したとき。
- F. 加盟店契約者がアップルマート店の事業者としての地位から退き、あるいはその経営を他にゆだねたり、経営全般ないし実質的部分から手を引きあるいはこれを放置、もしくは放棄したとき。
- G. 加盟店のロイヤルティもしくは本部立替金の未払い金が契約保証金の80%以上に達したとき。

Ⅲ. クーリング・オフによる契約の解除

加盟者は本部に対して、契約日より8日以内であれば、文書を以って無条件で本契約を解除することができます」

・保証債務の清算

事由の如何にかかわらず契約が終了したときにおいて加盟者が当初の開店やその後本部の保証による商品仕入における買掛債務が残っている場合は加盟者は即時その残債を売掛先に返済し本部の保証債務を消滅させなければなりません。

10. 加盟者が定期的支払う金銭に関する事項

①お支払いいただく金銭の額または算定方法

- ・ロイヤルティ
毎月250千円（消費税別）
尚、ロイヤルティの250千円は毎月定額とします。
- ・システム使用料
毎月90千円（消費税別）
尚、システム使用料の90千円は毎月定額とします

②お支払いいただく金銭の額または算定方法

- ・ロイヤルティはつぎのものの対価として納めていただきます
 - I. 商標等アップルマート・チェーンのマーク、ノウハウの使用料
 - II. アップルマート・チェーンの事業
 - III. 本部が加盟者に対して継続的に行う指導、技術援助
 - IV. 諸連絡業務等に要する費用
- ・システム使用料はつぎのものの対価として納めていただきます
 - I. 発注システム機器及びPOSレジを含む店舗コンピュータ機器の使用料
 - II. 上記機器の保守料
 - III. 上記機器によって発生する店舗—本部—取引先間のデータ処理費用

③支払い時期

ロイヤルティ及びシステム使用料は翌月20日までに本部に納めて頂きます。

④支払い方法

ロイヤルティ及びシステム使用料は本部が指定する銀行の口座に振り込んで頂きます。

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

営業時間は1日16時間以上（例：朝7時～夜11時）が基本となります。
営業日については年中無休を基本とします。開店後店舗の販売状況に応じて加盟者の合意の上、営業時間を変更することがあります。

12. テリトリー権の有無

店舗が存在する地域について、その加盟店にテリトリー権として排他かつ独占的権利を与えるものではありません。
本部は必要と認めるときは、既存の加盟店の営業努力が十分報いられる前提で、地域を問わず新たにアップルマート店を開設することができます。

1 3. 競業禁止義務の有無

- ・アップルマートの店舗建物の一部を利用してアップルマート事業以外の営業をしてはいけません。
- ・アップルマート店舗以外の場所でアップルマートシステムに類似の営業活動、その他の行為を行ってはいけません。
- ・同業ないし同種の他社の業務に参加し、またはこれに関与しあるいは不正競争となるような取引および活動をしてはいけません。

1 4. 守秘義務の有無

加盟者は他人にアップルマート店経営についての機密を漏らしたり、情報、マニュアル等の資料を使用させたり、供与、手渡したりすることは禁じられています。これに違反すると本部は加盟者に対して解約解除、および損害賠償請求をすることができます。

1 5. 店舗の構造と内外装についての特別義務

- ・アップルマート・チェーンの店舗イメージ統一のため、店舗の構造、内外装（デザイン、カラー等）設備、器具、備品、は標準店舗内外仕様にしながらって工事または備えつけをしていただきます。
- ・契約が終了したり契約を解除した場合、アップルマート・チェーンのマーク、ロゴ等の使用を直ちに中止し、看板等の表示物を撤去しなければなりません。
- ・上記にかかわる工事代、備品等、購入代金は加盟者が負担することになっています。

1 6. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項

- ・「9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項」の契約の解除Ⅰ・Ⅱに該当し、契約解除がなされた場合、以下の損害賠償規定が適用される場合があります。
 - Ⅰ. 契約の解除規定により契約の解除がなされた場合には損害の賠償としてロイヤルティの48ヶ月相当額を支払っていただきます。
 - Ⅱ. 契約の解除規定に違反しかつ、商標著作権等に関する権利を侵害、または経営機密資料および甲の企業機密を第三者に漏洩したときは上記の賠償額に200万円を加算して支払っていただきます。

1 7. 事業活動上の損失に対する保証の有無内容等

- ・アップルマートチェーンシステムにおいては以下の理由により加盟者の損失補償制度はありません。
 - Ⅰ. 利益最低保証、自動貸付等の制度を省いて低ロイヤルティを実現していること。
 - Ⅱ. 本部への売上送金システムを採用していないことに代表される、加盟者の事業主としての自立性を重視するチェーンシステムであるため。

添付資料1：中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則

フランチャイザー(本部)の情報開示を義務づける法律です。平成14年4月30日より改正されました。

中小小売商業振興法施行規則

(特定連鎖化事業の運営の適正化)

- 第十条 法第十一条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 当該特定連鎖化事業を行う者の氏名又は名称、住所及び常時使用する従業員の数並びに法人にあつては役員
の役職名及び氏名法人にあつては代表者の氏名
 - 二 当該特定連鎖化事業を行う者の資本の額又は出資の総額及び主要株主(又は出資を自己又は他人の名義をもつ
て所有している者をいう。)の氏名又は名称並びに他に事業を行つているときは、その種類
 - 三 当該特定連鎖化事業を行う者が、その総株主又は総社員の議決権の過半に相当する議決権を自己又は他人の
名義をもつて有している者の名称及び事業の種類
 - 四 当該特定連鎖化事業を行う者の直近の三事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書類
 - 五 当該特定連鎖化事業を行う者の当該事業の開始時期
 - 六 直近の三事業年度における加盟者の店舗の数の推移に関する事
 - 七 直近の五事業年度において、当該特定連鎖化事業を行う者が契約に関し、加盟者又は加盟者であつた者に対して
提起した訴えの件数及び加盟者又は加盟者であつた者から提起された訴えの件数
 - 八 加盟者の店舗の営業時間並びに営業日及び定期又は不定期の休業日
 - 九 当該特定連鎖化事業を行う者が、加盟者の店舗の周辺の地域において当該加盟者の店舗における小売業と同一
又はそれに類似した小売業を営む店舗を自ら営業し又は当該加盟者以外の者に営業させる旨の規定の有無及び
その内容
 - 十 契約の期間中又は契約の解除若しくは満了の後、他の特定連鎖化事業への加盟禁止、類似事業への就業制限そ
の他加盟者が営業活動を禁止又は制限される規定の有無及びその内容
 - 十一 契約の期間中又は契約の解除若しくは満了の後、加盟者が当該特定連鎖化事業について知り得た情報の開示
を禁止又は制限する規定の有無及びその内容
 - 十二 加盟者から定期的に金銭を徴収するときは、当該金銭に関する事項
 - 十三 加盟者から定期的に売上金の全部又は一部を送金させる場合にあつてはその時期及び方法
 - 十四 加盟者に対する金銭の貸付け又は貸付けのあつせんを行う場合にあつては、当該貸付け又は貸付けのあつせん
に係る利率又は算定方法その他の条件
 - 十五 加盟者との一定期間の取引より生ずる債権債務の相殺によつて発生する残額の全部又は一部に対して利息を附
する場合にあつては、当該利息に係る利率又は算定方法その他の条件
 - 十六 加盟者の店舗の構造又は内外装について加盟者に特別の義務を課すときは、その内容
 - 十七 特定連鎖化事業を行う者又は加盟者が契約に違反した場合に生じる金銭の額又は算定方法その他の義務の内容

第十一条

法第十一条第一項の規定により、特定連鎖化事業を行う者が当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者に対して交付する書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、少なくとも同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一 加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項	イ 徴収する金銭の額又は算定方法 ロ 加盟金、保証金、備品代その他の徴収する金銭の性質 ハ 徴収の時期 ニ 徴収の方法
二 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項	イ 加盟者に販売し、又は販売をあっせんする商品の種類 ロ 当該商品の代金の決済方法
三 経営の指導に関する事項	イ 加盟に際しての研修又は講習会の開催の有無 ロ 加盟に際して研修又は講習会が行われるとき、その内容 ハ 加盟者に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数
四 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項	イ 当該使用させる商標、商号その他の表示 ロ 当該表示の使用について条件があるときは、その内容
五 契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項	イ 契約の期間 ロ 契約更新の条件及び手続 ハ 契約解除の要件及び手続 ニ 契約解除によつて生じる損害賠償金の額又は算定方法その他の義務の内容
六 直近の三事業年度における加盟者の店舗の数の推移に関する事項	イ 各事業年度の末日における加盟者の店舗の数の推移 ロ 各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗の数の推移 ハ 各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗の数の推移 ニ 各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗の数の推移 ホ 各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗の数の推移 ヘ 各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗の数の推移
七 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項	イ 徴収する金銭の額又は算定方法 ロ 売上金、費用等の根拠を明らかにした算定方法 ハ 商号使用料、経営指導料その他の徴収する金銭の性質 ニ 徴収の方法

フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について

平成14年4月24日

公正取引委員会

はじめに

我が国においては、フランチャイザー（以下「本部」という。）とフランチャイジー（以下「加盟者」という。）から構成されるフランチャイズ・システムを用いる事業活動の形態が増加してきているが、最近、従来の小売業及び外食業のみならず、各種のサービス業など広範な分野において活用され、また、当該市場における比重を高めつつある。フランチャイズ・システムは、本部にとっては、他人の資本・人材を活用して迅速な事業展開が可能となり、また、加盟者にとっては、本部が提供するノウハウ等を活用して独立・開業が可能となるという特徴を有しており、今後とも、広範な分野の市場において、フランチャイズ・システムを活用して多くの事業者が新規参入し、当該市場における競争を活発なものとするのが期待されている。

その一方で、このようなフランチャイズ・システムを用いる事業活動の増加に伴い、本部と加盟者の取引において様々な問題が発生しており、独占禁止法上の問題が指摘されることも少なくない。

公正取引委員会は、本部と加盟者の取引において、どのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体的に明らかにすることにより、本部の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な事業活動の展開に役立てるために、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」（昭和58年9月20日公正取引委員会事務局）を策定・公表しているところであるが、その後のフランチャイズ・システムを活用した事業活動の増大や各市場におけるその比重の高まり等の変化を踏まえ、以下のとおり改訂し、今後、これによることとする。

1 一般的な考え方

- (1) フランチャイズ・システムの定義は様々であるが、一般的には、本部が加盟者に対して、特定の商標、商号、サービス・マーク等を使用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・経営について、統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態であるとされている。本考え方は、その呼称を問わず、この定義に該当し、下記(3)の特徴を備える事業形態を対象としている。
- (2) フランチャイズ・システムにおいては、本部と加盟者がいわゆるフランチャイズ契約を締結し、この契約に基づいて、本部と各加盟者があたかも通常の企業における本店と支店であるかのような外観を呈して事業を行っているものが多いが、加盟者は法律的には本部から独立した事業者であることから、本部と加盟者間の取引関係については独占禁止法が適用されるものである。
- (3) フランチャイズ・システムにおける取引関係の基本は、本部と加盟者との間のフランチャイズ契約であり、同契約は、おおむね次のような事項を含む統一的契約である。
 - ① 加盟者が本部の商標、商号等を使用し営業することの許諾に関するもの
 - ② 営業に対する第三者の統一的イメージを確保し、加盟者の営業を維持するための加盟者の統制、指導等に関するもの
 - ③ 上記に関連した対価の支払に関するもの
 - ④ フランチャイズ契約の終了に関するもの

フランチャイズ契約の下で、加盟者が本部の確立した営業方針・体制の下で統一的な活動をすることは、一般的に企業規模の小さな加盟者の事業能力を強化、向上させ、ひいては市場における競争を活発にする効果があると考えられる。

しかしながら、フランチャイズ・システムにおいては、加盟者は、本部の包括的な指導等を内容とするシステムに組み込まれるものであることから、加盟希望者の加盟に当たっての判断が適正に行われることがとりわけ重要であり、加盟者募集に際しては、本部は加盟希望者に対して、十分な情報を開示することが望ましく、また、フランチャイズ契約締結後の本部と加盟者との取引においては、加盟者に一方的に不利益を与えたり、加盟者のみを不当に拘束するものであってはならない。

(4) フランチャイズ・システムにおける本部の加盟者募集及びフランチャイズ契約締結後の本部と加盟者との取引に関し、独占禁止法上問題とされる事項を例示すれば以下のとおりであるが、これはあくまでも主たる事項についてのものであり、個々の本部の具体的な活動が独占禁止法に違反するかどうかは個別事案ごとの判断を要するものである。

2 本部の加盟者募集について

(1) フランチャイズ本部は、事業拡大のため、広告、訪問等で加盟者を募り、これに応じて従来から同種の事業を行っていた者に限らず給与所得者等当該事業経験を有しない者を含め様々な者が有利な営業を求めて加盟しているが、募集に当たり、加盟希望者の適正な判断に資するため、十分な情報が開示されていることが望ましい。

また、加盟希望者側でも当該フランチャイズ・システムの事業内容について自主的に十分検討を行う必要があることはいうまでもない。

(2) 現在、小売商業におけるフランチャイズ・システムについては、中小小売商業振興法により、特定の目的のため、同法の対象となる本部に対して、一定の事項について情報開示・説明義務が課されており、また、業界において、フランチャイズ契約に関する情報の登録・開示が推進されているが、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からも、加盟希望者の適正な判断に資するよう本部の加盟者の募集に当たり、次のような事項について開示が的確に実施されることが望まれる(注1)。

- ① 加盟後の商品等の供給条件に関する事項(仕入先の推奨制度等)
- ② 加盟者に対する事業活動上の指導の内容、方法、回数、費用負担に関する事項
- ③ 加盟に際して徴収する金銭の性質、金額、その返還の有無及び返還の条件
- ④ 加盟後、本部の商標、商号等の使用、経営指導等の対価として加盟者が本部に定期的に支払う金銭(以下「ロイヤルティ」という。)の額、算定方法、徴収の時期、徴収の方法
- ⑤ 本部と加盟者間の決済方法の仕組み・条件、本部による加盟者への融資の利率等に関する事項
- ⑥ 事業活動上の損失に対する補償及び経営不振となった場合の本部による経営支援の有無並びにその内容
- ⑦ 契約の期間並びに契約の更新、解除及び中途解約の条件・手続に関する事項
- ⑧ 加盟後、加盟者の店舗の近隣に、本部又は他の加盟者により同一の商標、商号等を冠した店舗が出店される計画の有無及びその内容

加盟者募集に際して、予想売上げ又は予想収益を提示する本部もあるが、これらの額を提示する場合には、類似した環境にある既存店舗の実績等根拠ある事実、合理的な算定方法等に基づくことが必要であり、また、本部は、加盟希望者に、これらの根拠となる事実、算定方法等を示す必要がある。なお、加盟希望者側においても、フランチャイズ・システムに加盟するには、相当額の投資を必要とする上

- ① 今後、当該事業を継続して行うことを前提に加盟交渉が行われていること
- ② 加盟後の事業活動は、一般的な経済動向、市場環境等に大きく依存するが、これらのことは、事業活動を行おうとする者によって相当程度考慮されるべきものであることに留意する必要がある。

(注1) 中小小売商業振興法は、同法の対象となる本部が加盟希望者に対して、契約締結前に一定の事項を記載した書面を交付し、説明することを義務付けているが、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からも、本部は、加盟希望者が契約締結について十分検討を行うために必要な期間を置いて、上記に掲げるような重要な事項について記載した書面を交付し、説明することが望ましい。

(3) 本部が、加盟者の募集に当たり、上記(2)に掲げるような重要な事項について、十分な開示を行わず、又は虚偽若しくは誇大な開示を行い、これらにより、実際のフランチャイズ・システムの内容よりも著しく優良又は有利であると誤認させ、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引する場合には、不公正な取引方法の一般指定の第8項(ぎまんの顧客誘引)に該当する。

一般指定の第8項(ぎまんの顧客誘引)に該当するかどうかは、例えば、次のような事項を総合勘案して、加盟者募集に係る本部の取引方法が、実際のものよりも著しく優良又は有利であると誤認させ、競争者の顧客を不当に誘引するものであるかどうかによって判断される。

- ① 予想売上げ又は予想収益の額を提示する場合、その額の算定根拠又は算定方法が合理性を欠くものでないか。また、実際には達成できない額又は達成困難である額を予想額として示していないか。
- ② ロイヤルティの算定方法に関し、必要な説明を行わないことにより、ロイヤルティが実際よりも低い金額であるかのように開示していないか。例えば、売上総利益には廃棄した商品や陳列中紛失等した商品の原価が含まれると定義した上で、当該売上総利益に一定率を乗じた額をロイヤルティとする場合、売上総利益の定義について十分な開示を行っているか、又は定義と異なる説明をしていないか。
- ③ 自らのフランチャイズ・システムの内容と他本部のシステムの内容を、客観的でない基準により比較することにより、自らのシステムが競争者に比べて優良又は有利であるかのように開示をしていないか。例えば、実質的に本部が加盟者から徴収する金額は同水準であるにもかかわらず、比較対象本部のロイヤルティの算定方法との差異について説明をせず、比較対象本部よりも自己のロイヤルティの率が低いことを強調していないか。
- ④ フランチャイズ契約を中途解約する場合、実際には高額な違約金を本部に徴収されることについて十分な開示を行っているか、又はそのような違約金は徴収されないかのように開示していないか(注2)。

(注2) フランチャイズ契約において、中途解約の条件が不明確である場合、加盟に当たって加盟希望者の適正な判断が妨げられるだけでなく、加盟後においても、加盟者はどの程度違約金を負担すれば中途解約できるのか不明であるために解約が事実上困難となることから、本部は中途解約の条件をフランチャイズ契約上明確化するとともに、加盟者募集時に十分説明することが望ましい。

3 フランチャイズ契約締結後の本部と加盟者との取引について

フランチャイズ契約においては、本部が加盟者に対し、商品、原材料、包装資材、使用設備、機械器具等の注文先や店舗の清掃、内外装工事等の依頼先について本部又は特定の第三者を指定したり、販売方法、営業時間、営業地域、販売価格などに関し各種の制限を課すことが多い。フランチャイズ契約におけるこれらの条項は、本部が加盟者に対して供与(開)した営業の秘密を守り、また、第三者に対する統一したイメージを確保すること等を目的とするものと考えられ、このようなフランチャイズ・システムによる営業を的確に実施する限度にとどまるものであれば、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、フランチャイズ契約又は本部の行為が、フランチャイズ・システムによる営業を的確に実施する限度を超え、加盟者に対して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、一般指定の第14項(優越的地位の濫用)に、また、加盟者を不当に拘束するものである場合には、一般指定の第10項(抱き合わせ販売等)又は第13項(拘束条件付取引)等に該当することがある。

(1) 優越的地位の濫用について

加盟者に対して取引上優越した地位（注3）にある本部が、加盟者に対して、フランチャイズ・システムによる営業を的確に実施する限度を超えて、正常な商慣習に照らして不当に加盟者に不利益となるように取引条件を設定し、又は取引の条件若しくは実施について加盟者に不利益を与えていると認められることがあり、そのような場合には、フランチャイズ契約又は本部の行為が一般指定の第14項（優越的地位の濫用）に該当する。

(注3) フランチャイズ・システムにおける本部と加盟者との取引において、取引上優越した地位にある場合とは、取引の相手方にとって当該事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であり、その判断に当たっては、加盟者の本部に対する取引依存度（本部による経営指導等への依存度、商品及び原材料等の本部又は本部推奨先からの仕入割合等）、本部の市場における地位、加盟者の取引先の変更可能性（初期投資の額、中途解約権の有無及びその内容、違約金の有無及びその金額、契約期間等）、本部及び加盟者間の事業規模の格差等を総合的に考慮する。

ア フランチャイズ・システムにおける本部と加盟者との取引において、個別の契約条項や本部の行為が、一般指定の第14項（優越的地位の濫用）に該当するか否かは、個別具体的なフランチャイズ契約ごとに判断されるが、取引上優越した地位にある本部が加盟者に対して、フランチャイズ・システムによる営業を的確に実施するために必要な限度を超えて、例えば、次のような行為等により、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、本部の取引方法が一般指定の第14項（優越的地位の濫用）に該当する。

(取引先の制限)

- 本部が加盟者に対して、商品、原材料等の注文先や加盟者の店舗の清掃、内外装工事等の依頼先について、正当な理由がないのに、本部又は本部の指定する事業者とのみ取引させることにより、良質廉価で商品又は役務を提供する他の事業者と取引させないようにすること。

(仕入数量の強制)

- 本部が加盟者に対して、加盟者の販売する商品又は使用する原材料について、返品が認められないにもかかわらず、実際の販売に必要な範囲を超えて、本部が仕入数量を指示し、当該数量を仕入れることを余儀なくさせること。

(フランチャイズ契約締結後の契約内容の変更)

- 当初のフランチャイズ契約に規定されていない新規事業の導入によって、加盟者が得られる利益の範囲を超える費用を負担することとなるにもかかわらず、本部が、新規事業を導入しなければ不利益な取扱いをすること等を示唆し、加盟者に対して新規事業の導入を余儀なくさせること。

(契約終了後の競業禁止)

- 本部が加盟者に対して、特定地域で成立している本部の商権の維持、本部が加盟者に対して供与したノウハウの保護等に必要範囲を超えるような地域、期間又は内容の競業禁止義務を課すこと。

イ 上記アのように個別の契約条項や本部の行為が一般指定の第14項（優越的地位の濫用）に該当する場合があるほか、フランチャイズ契約全体としてみても本部の取引方法が同項に該当すると認められる場合がある。フランチャイズ契約全体としてみても本部の取引方法が一般指定の第14項（優越的地位の濫用）に該当するかどうかは、個別具体的なフランチャイズ契約ごとに判断されるが、上記アに例示した事項のほか、例えば、次

のようなことを総合勘案して判断される。

- ① 取扱商品の制限、販売方法の制限については、本部の統一ブランド・イメージを維持するために必要な範囲を超えて、一律に（細部に至るまで）統制を加えていないか。
- ② 一定の売上高の達成については、それが義務的であり、市場の実情を無視して過大なものになっていないか、また、その代金を一方的に徴収していないか。
- ③ 加盟者に契約の解約権を与えず、又は解約の場合高額の違約金を課していないか。
- ④ 契約期間については、加盟者が投資を回収するに足る期間を著しく超えたものになっていないか。あるいは、投資を回収するに足る期間を著しく下回っていないか。

(2) 抱き合わせ販売等・拘束条件付取引について

フランチャイズ契約に基づく営業のノウハウの供与に併せて、本部が、加盟者に対し、自己や自己の指定する事業者から商品、原材料等の供給を受けさせるようにすることが、一般指定の第10項（抱き合わせ販売等）に該当するかについては、行為者の地位、行為の範囲、相手方の数・規模、拘束の程度等を総合勘案して判断する必要がある。このほか、かかる取引が一般指定の第13項（拘束条件付取引）に該当するかについては、行為者の地位、拘束の相手方の事業者間の競争に及ぼす効果、指定先の事業者間の競争に及ぼす効果等を総合勘案して判断される。

(3) 販売価格の制限について

販売価格については、統一的営業・消費者の選択基準の明示の観点から、必要に応じて希望価格の提示は許容される。しかし、加盟者が地域市場の実情に応じて販売価格を設定しなければならない場合や売れ残り商品等について値下げして販売しなければならない場合などもあることから、本部が加盟者に商品を供給している場合、加盟者の販売価格（再販売価格）を拘束することは、原則として一般指定の第12項（再販売価格の拘束）に該当する。また、本部が加盟者に商品を直接供給していない場合であっても、加盟者が供給する商品又は役務の価格を不当に拘束する場合は、一般指定の第13項（拘束条件付取引）に該当することとなり、これについては、地域市場の状況、本部の販売価格への関与の状況等を総合勘案して判断される。

後記1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書2-1

項 目	ページ	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内	1			
アップルマートへの加盟を希望される方へ	2			
第Ⅰ部(株)アップルマートとアップルマートシステムについて				
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	5			
3. 会社組織図				
4. 役員一覧	6			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	7			
6. 売上・出店状況(直近3 事業年度加盟店数の推移)	8			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	9			
8. 訴訟件数	9			
第Ⅱ部フランチャイズ契約の要点				
1. 契約の名称等	10			
2. 売上・収益予測についての説明	10			
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、 ② 性質、 ③ お支払いいただく時期、 ④ お支払いいただく方法、 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件	10 11			
4. オープンアカウント等の送金	11			
5. オープンアカウント等の与信利率	11			
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、 ③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、 ⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決済方法、 ⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、 ⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について	11 12			

後記1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書2-2

項目	ページ	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
7. 経営の指導に関する事項	13			
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	13			
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間、② 契約の更新の条件および手続き ③ 契約解除の条件および手続き ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	14 15			
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① 金銭の額又は算定方法、② その他の徴収する金銭	16			
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	16			
12. テリトリー権の有無	16			
13. 競業禁止義務の有無	17			
14. 守秘義務の有無	17			
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	17			
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の業務に関する事項など	17			
17. 店舗の構造と内外装についての特別義務	17			
添付資料1. 中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則	18			
添付資料2. フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（公正取引委員会）	19～ 23			
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	24 25			

年 月 日

◎説明者

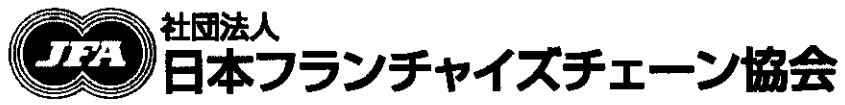
私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、
加盟希望者_____の理解を頂きました。

説明者_____印

◎加盟希望者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、
説明者_____より説明を受け、理解しました。

説明者_____印



社団法人

日本フランチャイズチェーン協会